

— 令和8年度 —



**南あわじ市
防犯カメラ設置費補助
事業募集のご案内**

南あわじ市では、地域の見守り力の向上を図るため、自治会等の地域団体が防犯カメラを設置する費用の一部に対して、補助を行っています。

募集期間

令和8年4月1日（水）～7月31日（金）必着

南あわじ市

問い合わせ先： 南あわじ市 危機管理部 危機管理課
〒656-0492 南あわじ市市善光寺22番地1
TEL 0799-43-5203
FAX 0799-43-5303

令和8年度南あわじ市防犯カメラ設置費補助事業 募集要項

1 事業趣旨

自治会等の地域団体が行う防犯カメラ設置を促進し、地域安全まちづくり活動を防犯設備面から支援することにより、地域の見守り力の向上を図る。

2 募集期間・応募方法

募集期間	令和8年4月1日（水）～ 7月31日（金）（必着）
応募方法	所定の応募書及び関係書類を作成のうえ、応募受付窓口（危機管理課）へ郵送又は持参により提出してください。 応募書等の様式は、南あわじ市ホームページからダウンロードできます。
応募に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ① 令和8年度南あわじ市防犯カメラ設置費補助事業応募書 ② 収支予算書 ③ 防犯カメラ設置費補助事業計画報告書 ④ 見積書の写し（撮影・記録機器等の購入費、設置工事費等の総額及び内訳が確認できるもの） ⑤ 仕様書の写し（撮影・記録機器の機能が確認できるもの） ⑥ 地域合意書及び維持管理等誓約書 ⑦ 地域安全マップ（危険箇所について検討がなされた結果を示す図面） ⑧ 写真（防犯カメラの設置場所・撮影想定範囲が分かるもの） ⑨ 防犯カメラ等管理運用規程 ⑩ 応募団体規約の写し ⑪ 応募団体役員名簿の写し
補助金交付申請団体の決定	危機管理課で応募関係書類を審査し、補助金交付申請団体を決定します。 ※ 応募数が予算の範囲を超える場合は、抽選にて補助金交付申請団体を決定します。抽選方法等は、後日、応募団体へ連絡します。 ※ 応募数が予算の範囲内の場合は、抽選に係る手続きを省略し、応募団体へ補助金交付申請手続きの案内を行います。

3 補助額等

補助額	<u>1カ所8万円（上限）</u> ※ 1,000円未満の端数は切り捨て ※ 複数台の防犯カメラを設置して、レコーダー1台に接続する場合は、1カ所とする。
補助対象箇所数	補助対象となる防犯カメラの設置は、1団体につき1カ所とします。
補助対象経費	街頭犯罪予防を目的として公道等に常設する、映像の撮影・記録等の機能を有する機器（防犯カメラシステム）及び防犯カメラ設置を明示する標識の購入並びに設置工事に要する経費
事業完了期限	令和9年2月末日までに設置・完了する事業

4 補助の要件（以下に掲げる要件を全て満たすこと）

区分	要件
補助対象団体	<ul style="list-style-type: none"> ① 一定の地域を基盤とし、地域に根ざした活動をしていること。 ② 活動を行う地域の多数の世帯及び住民で構成されていること。 ③ 活動を行う地域の世帯及び住民が自由に加入できること。 ④ 規約及び代表者を決めていること。 ⑤ 南あわじ市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団でないこと又は代表者が同条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
撮影場所	<ul style="list-style-type: none"> ① 道路、公園、その他不特定多数が利用する公共の場所であること。 ② 撮影画像の概ね2分の1以上の面積を公共の場所が占めること。 ③ 私有財産（個人の住宅、マンション等の共同住宅、駐車場、事業所等）の管理目的と認められるものではないこと。 ④ 公有財産（自治会館等）の管理目的と認められるものではないこと。
カメラの撮影機能 （レコーダー内蔵型は、下記レコーダーの機能要件も満たすこと。）	<ul style="list-style-type: none"> ① 有効画素数が38万画素以上であること。 ② カラー画像であること（夜間撮影時を除く。）。 ③ 作動時間が1日24時間であること。 ④ 夜間も人物等が識別できる撮影機能があること（被写体最低照度0.1ルクス以上、赤外線照射機能付きカメラを推奨。）。 ⑤ 屋外用として使用できる防雨性能があること。
レコーダーの録画機能	<ul style="list-style-type: none"> ① 記録時間が1日24時間であって、かつ、7日間以上であること。 ② 記録間隔が1秒間に4コマ（4FPS）以上であること。 ③ 有効画素数が38万画素（720×480画素）以上での記録ができること。 ④ 外部記録媒体に画像が記録できる機能を有すること。
標識の掲出	<p>防犯カメラ設置場所に、「防犯カメラで撮影している旨」及び「設置団体の名称」を表示する標識を明確かつ適切な方法で掲示すること。</p>
地域安全マップの作成	<p>応募団体が危険箇所（防犯カメラ設置場所）について検討した結果を示す図面（地域安全マップ）を作成していること。</p>
地域の合意	<p>防犯カメラの設置及び維持管理等について地域団体の合意があること。</p>
設置許可	<p>防犯カメラ設置場所の所有者等の承諾又は許可があること。</p>
防犯カメラ等管理運用規程の制定	<p>以下に掲げる事項を全て含む規程を定めていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 管理責任者の設置及び管理責任者等の守秘義務 ② 「防犯カメラで撮影している旨」及び「設置者の名称」の明示 ③ 記録した映像の保管方法、保管期間及び保管期間終了後の消去方法 ④ 記録した映像の利用及び提供の制限 ⑤ 苦情処理対応 ⑥ その他防犯カメラの運用に関すること
記録した映像の漏洩防止措置	<ul style="list-style-type: none"> ① レコーダー及び外部記録媒体等の固定又は施錠設備による盗難防止措置をとること。 ② ネットワークシステム及び外部記録媒体のパスワードの適切な設定並びに定期的な変更等による記録映像の流出防止措置をとること。

5 手続きの概要

	手続きの順序	手続者	概要
1	補助事業への応募	団体	危機管理課へ応募書及び関係書類を提出
2	補助金交付申請団体の決定	市	応募団体へ審査結果を文書で通知
3	補助金交付申請	団体	危機管理課へ交付申請書及び関係書類を提出
4	補助金交付決定	市	補助金交付決定通知書及び必要書類を送付
5	事業の実施	団体	事業計画に基づき防犯カメラ設置工事を実施 ※ <u>設置工事等の事業は、補助金交付決定通知を受けた後に着手してください。</u>
6	補助事業実績報告	団体	<u>事業完了後 30 日以内又は令和 9 年 2 月末日のいずれか早い方までに、補助事業実績報告書及び関係書類を危機管理課へ提出</u>
7	実績確認・補助金確定	市	実績報告書等を審査し、補助金額を確定
8	補助金の請求	団体	危機管理課へ請求書及び通帳の写しを提出
9	補助金の支払い	市	補助金を申請団体の指定口座へ振込(精算払い)

6 その他留意事項

設置場所の許可について	<ul style="list-style-type: none"> ● 設置場所（土地、建物、柱等）の所有者、管理者の承諾・許可が必要（申請団体が管理する自治会館等も同様）です。 ● 電柱に設置する場合は、設置許可取得まで数ヶ月必要な場合があります。 ● 道路や公園等に設置する場合は、県や市の管理担当課等と協議してください。 ※ <u>応募の段階から、あらかじめ設置場所の所有者等をよく確認のうえ、十分協議してください。</u>
設置に関する合意について	<u>撮影映像に入る建物（住宅等）や設置場所周辺の住民等に説明して、必ず事前に同意を得てください。また、撮影場所や設置場所に隣接する地域との間でも事前に合意を得てください。</u> ※ <u>同意書は防犯カメラ設置団体で保管してください。（市への提出は不要）</u>
補助対象外となる経費及び事業について	以下に掲げる事項のいずれかに該当するときは、補助対象外となります。 <ol style="list-style-type: none"> ① 既存設備の撤去に要する経費 ② 土地造成、土地又は建物等の使用若しくは取得又は補償に要する経費 ③ 防犯カメラシステム維持管理（賃貸費を含む）に要する経費 ④ 市が過去に補助した同一箇所（撮影範囲が同一であるもの）への補助事業 ⑤ 補助金交付決定前に着工した事業
警察への情報提供	効果的な防犯活動、パトロール活動等に資するため、防犯カメラ設置場所や設置団体の情報について、警察へ情報提供します。

7 応募受付窓口・問い合わせ先

〒656-0492 南あわじ市市善光寺22番地1

南あわじ市 危機管理部 危機管理課 消防交通係

TEL: 0799-43-5203 FAX: 0799-43-5303

令和8年度南あわじ市防犯カメラ設置費補助事業応募書

〇〇年 〇月 〇日

南あわじ市長 様

団体規約の団体名と一致しているか
確認してください。



団 体 名 〇〇自治会
代表者住所 南あわじ市〇〇〇〇番地〇
代表者氏名 兵庫 太郎
担当者氏名 兵庫 太郎
電 話 番 号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

押印不要

令和8年度南あわじ市防犯カメラ設置費補助事業に下記のとおり応募したいので、関係書類を提出します。

記

1 設置箇所数 1 カ所

提出前に、関係書類が全て添付されているかチェックしてください。

2 関係書類（応募に必要な添付書類）

	書類名	チェック欄
1	収支予算書	<input checked="" type="checkbox"/>
2	防犯カメラ設置費補助事業（ <u>計画</u> ・変更・実績）報告書	<input checked="" type="checkbox"/>
3	見積書の写し（撮影・記録機器等の購入費、設置工事費等の総額及び内訳が確認できるもの）	<input checked="" type="checkbox"/>
4	仕様書の写し（撮影・記録機器の機能が確認できるもの）	<input checked="" type="checkbox"/>
5	地域合意書及び維持管理等誓約書	<input checked="" type="checkbox"/>
6	地域安全マップ（危険箇所等の検討結果を記載したもの）	<input checked="" type="checkbox"/>
7	写真（防犯カメラの設置場所・撮影想定範囲を撮影したもの）	<input checked="" type="checkbox"/>
8	防犯カメラ等管理運用規程	<input checked="" type="checkbox"/>
9	応募団体規約の写し	<input checked="" type="checkbox"/>
10	応募団体役員名簿の写し	<input checked="" type="checkbox"/>

収支予算書

1 収入の部

(単位：円)

科 目	予 算 額	摘 要
市補助金	80,000 円	
自己負担金	40,000 円	
計	120,000 円	

市補助金は上限 8 万円

※1,000 円未満の端数は切り捨て

消費税込みの金額を記入（値引きや端数調整額等についても、機器調達・設置工事費に組み込んで金額を記入）

2 支出の部

科 目	予 算 額	摘 要
機器調達・設置工事費	120,000 円	
計	120,000 円	

収支の合計金額は一致すること

・ 機器の調達に要する経費

カメラ・モニター・レコーダー又はその他の防犯カメラシステムを構成する機器の調達に要する経費

・ 設置工事に要する経費

機器の取り付け又は設置工事に要する経費

地域合意書及び維持管理等誓約書

令和 8 年度に南あわじ市防犯カメラ設置費補助事業で次の設置場所に設置する防犯カメラは、〇〇自治会の合意に基づき設置するものです。

南あわじ市防犯カメラ設置費補助金交付要綱及び〇〇自治会防犯カメラ等管理運用規程を遵守し、〇〇自治会が適正に設置、維持管理及び運用を行います。

番地・施設名まで正確に記入してください

設置場所	南あわじ市〇〇〇〇 〇〇番地〇〇 (施設名 〇〇駐車場 新設ポール)
------	--

〇〇年 〇〇月 〇〇日

南あわじ市長 様

団 体 名 〇〇自治会
 代表者住所 南あわじ市〇〇〇〇番地〇
 代表者氏名 兵庫 太郎

押印不要

◆地域安全マップについて

地域安全マップとは効果的な防犯カメラ設置場所を選定していただくために、通学路や公園などを点検して、犯罪が起こりやすい場所(危険箇所)をマップ上に表したものです。

地域安全マップの作成者	応募団体が、団体内や地域の方々と検討のうえ作成
点検箇所	目視可能な公共の場所（個人の住宅などの私的な場所は、プライバシーの侵害になるので対象外）
検討・調査する事項	危険箇所を中心に、通学路、既設防犯カメラ、110番の家・店等をマップ上に記載し、今回設置する防犯カメラの設置場所を検討
「入りやすい場所」とは	境界等が設けられておらず、 <ul style="list-style-type: none"> ● 犯罪を実行しようとする者が、簡単に怪しまれることなく被害者や犯行場所に近づける場所 ● 邪魔になるものがなく、簡単に犯罪を実行できる場所 ● 犯行後すぐに逃げることができる場所 (例) 道路、路地、公園等
「見えにくい場所」とは	周囲からの視線が届きにくく、 <ul style="list-style-type: none"> ● 助けを求めても誰からも助けてもらえそうにない場所 ● 警察に通報されるおそれが少ない場所 (例) トンネル、地下通路、路地、樹木に囲まれた公園等
	<ul style="list-style-type: none"> ● 人通りがあっても見て見ぬふりをされそうな場所 (例) 駅前広場、落書きが放置された場所等

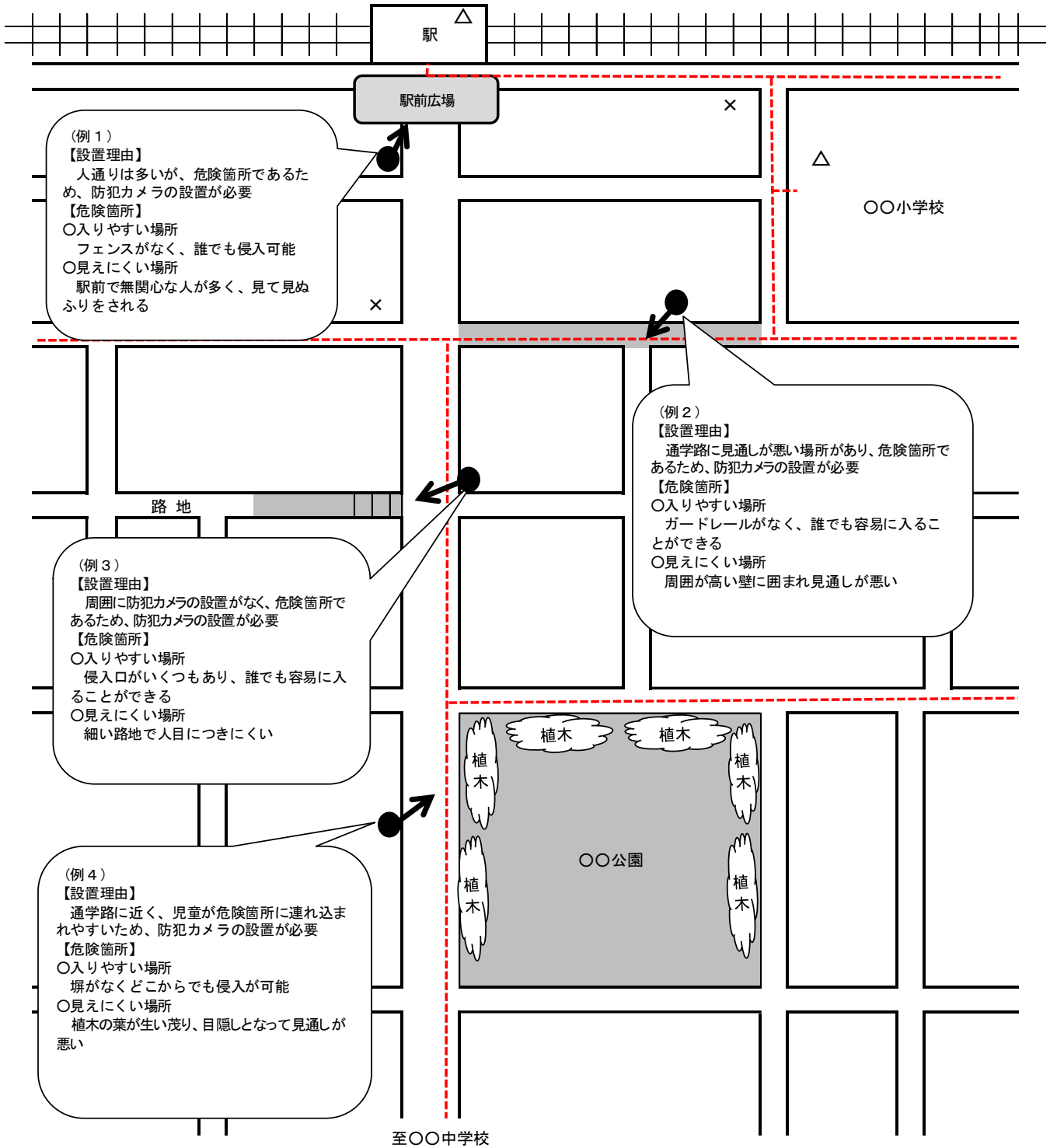
◆地域安全マップ作成要領

区分	作成要領		
危険箇所の選定基準	「入りやすい場所」、「見えにくい場所」 ※ 危険箇所として選定した理由を地図内又は別紙に記載すること。		
地図の体裁	<ul style="list-style-type: none"> ● 作成方法は、手書きやパソコン使用による作成等、体裁を問わない。 ● 用紙サイズはA4又はA3とする。 ● 地図の作成範囲は、概ね応募団体の活動範囲とする。 ● 縮尺は、下記検討・調査事項が判読できる程度のものとする。 ※ 地図の写しや電子地図の印刷を利用する場合は、発行元の許可が必要。 国土地理院の地図(インターネットの検索サイトで「地理院地図」を検索)の印刷を利用する場合は、許可は不要です。		
検討・調査事項の例 (右記1～3の事項は必須項目)	検討・調査事項		
	1	危険箇所(入りやすい場所、見えにくい場所)	塗りつぶし、斜線等に表示
	2	本補助事業での防犯カメラ設置予定場所	丸印「●」で表示
	3	本補助事業での防犯カメラ撮影予定方向	矢印「→」で表示
	4	小学校等の通学路	点線「…」で表示
	5	「子どもを守る110番の家・店」の設置場所	バツ印「×」で表示
	6	既設防犯カメラの設置場所	三角印「△」で表示

※【設置理由】だけでなく【危険箇所】の説明も、必ず地図に記載してください
 ※「地域安全マップ作成要領」を参照

記載例

地域安全マップ (〇〇年〇〇月〇〇日 △△自治会作成)



【記載する項目】

※ 以下の項目を地図に書き込んでください。

- 補助事業での防犯カメラ設置場所
- 防犯カメラの撮影方向
- 危険箇所
- × 子どもを守る110番の家・店
- △ 既に設置されている防犯カメラ
- 学校の通学路(※学校の位置も記載してください)

【設置理由】及び【危険箇所】の説明(例1~4参照)

団体名を記入

〇〇自治会

防犯カメラ等管理運用規程

記載例

(目的)

第1条 この規程は、〇〇自治会が防犯の目的で設置した防犯カメラ及びこれにより撮影し、又は記録した映像データ等（以下「防犯カメラ等」という。）の管理に関する基本的事項を定めることにより、これらの適正な運用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、防犯カメラとは、犯罪の予防を目的として、不特定多数の者が利用する特定の場所（南あわじ市〇〇〇〇 〇〇番地〇〇）で、映像の表示又は記録の機能を有するものをいう。

防犯カメラの設置場所住所を記入

(運用責任者等)

第3条 〇〇自治会は、防犯カメラ等の適正な運用を図るため、防犯カメラ等運用責任者（以下「運用責任者」という。）を置くものとする。

2 〇〇自治会は、運用責任者とともに、防犯カメラ等の取扱いを行わせるため、運用責任者の指名する〇〇〇〇等取扱者（以下「取扱者」という。）を置くものとする。ただし、防犯カメラ等の取扱いに関する業務を第三者に委託する場合は、この限りでない。

団体名を記入

3 防犯カメラ等の取扱いに関する業務を受託した者（以下「受託者」という。）は、委託契約等に基づき、この規程及び運用責任者の指示に従い、防犯カメラ等の取扱いに関する業務を行うものとする。

4 〇〇自治会は、必要に応じて、受託者が行う防犯カメラ等の取扱いに関する業務について、検査するものとする。

(運用責任者等の責務)

第4条 運用責任者、取扱者及び受託者（以下「運用責任者等」という。）は、この規程の定めるところにより、防犯カメラ等の適切な運用を図り、その設置目的を効果的に達成するよう努めるとともに、自己の映像を収録された映像データ等を第三者に漏らしてはならない。運用責任者等でない者は、防犯カメラ等の映像データ等を閲覧してはならない。

映像及び記録媒体の保管場所を記入

(例)

- 施錠ができる保管庫
- 施錠ができる自治会事務室
- 施錠ができるレコーダー収納箱
- 施錠ができるカメラのカードスロット

2 運用責任者等は、防犯カメラ等の映像データ等を他人に漏らしてはならない。運用責任者等でない者は、防犯カメラ等の映像データ等を閲覧してはならない。

(防犯カメラ等の運用)

第5条 防犯カメラ等は、次に定めるところにより、次のとおり運用するものとする。
(1) 撮影対象区域を必要最小限の範囲に設定すること。
(2) 防犯カメラが設置されている場所の表示方法で表示すること。
(3) 映像表示機器及び録画機器の設置場所の表示方法で表示するほか、映像の外部表示を行うこと。
(4) 運用責任者等による映像の監視は、防犯カメラ等の設置目的に照らし、必要な場合のみにとどめること。

(記録した映像等の管理)

第6条 映像及び映像を記録した媒体（以下「記録媒体」という。）等は、次に定めるところにより管理されなければならない。

(1) 映像の加工や不必要な複写を行わないこと。
(2) 〇〇〇〇に保管し、盗難及び散逸の防止に努めること。

(3) 映像表示機器及び録画機器の設置場所以外の場所への持出しを禁止すること。ただし、保守点検等の理由により、運用責任者が許可した場合は、この限りでない。

(4) 映像の保管期間は、〇週間までとし、当該期間満了後速やかに映像を消去し、又は記録媒体の破砕等の措置を講じなければならない。ただし、捜査機関から犯罪捜査を目的とする要請を受けた場合は、この限りでない。

保存期間を記入

※保存期間は1週間以上（7日間以上）必要

(5) その他映像及び記録媒体の不正利用、外部流出、改ざん等の防止のために必要な措置を講じること。

(映像及び記録媒体の提供の制限)

第7条 映像及び記録媒体の内容は、これを提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 映像から識別される特定の個人（以下「本人」という。）の同意がある場合
- (2) 法令等に基づく場合
- (3) 捜査機関から犯罪捜査の目的で要請を受けた場合
- (4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められる場合

(苦情処理)

第8条 運用責任者は、本人又は住民等から防犯カメラ等の運用に関する苦情を受け付けたときは、速やかに対応し、適切な措置を講じなければならない。

(補則)

第9条 この規程の施行に関して必要な事項は、運用責任者が別に定める。

附則

この規程は、〇〇年 〇月 〇日から施行する。

施行日は、防犯カメラ稼働日以前の日を記入